

ローエイシア ニューズレター

No.29 (2013年12月)

日本ローエイシア友好協会

〔第1部〕 ローエイシア・シンガポール大会

第26回ローエイシア・シンガポール大会に参加して



日本ローエイシア友好協会会長
原 田 明 夫

ローエイシア第26回年次大会は、2013年27日から30日までの間、シンガポール共和国の「サンテック国際会議センター」を会場として開催された。

ローエイシアの参加国を構成するアジア太平洋地域は、先進諸国が深刻な財政・経済危機に陥り、世界的に経済発展牽引の役割を果たしてきた中国の経済情勢に陰りが出始めた影響を受けて先行きの見通しが難しい状況の中で、独特の政治的安定の下で、社会・経済の発展を享受している都市国家シンガポールで開催された。同国の法律家協会（The Law Society of Singapore）を中心とする大会事務局は、今回で会長職を終えるLAWAIA本部のMalathi Das会長のお膝元として、シンプルながら機能的・合理的な大会運営を成功させた。

本大会のテーマは、「法を超えて、法の求める義務を超えて、従来の境界線を超えて（Beyond the Law, the Call of Duty, and Boundaries）」とされ、国際的なビジネス環境に対応する活発な法的サービスの提供に自信を深めつつあるこの国の法律実務を背景に、将来の法律家は、「単なる助言者では足りず、国際金融市場分野を含めて、社会的・倫理的な諸問題に、実際的な解決策を提供する守衛・監視者（Gatekeeper）でなければならない」との観点が示された。

今大会には、我が国からは30名をこえる登録参加者があり、この中には、前年のバリ大会に続いて日弁連の研修プログラムで参加した若手弁護士、若手裁判官、家族法・知的所有権・環境保護法・企業法

務等の分野で発題者になった弁護士・学者・企業法務関係者等が含まれていて、積極的に会議に貢献し、食事や休憩時間を通じて各国からの参加者との交流を図るなど、誠に心強く感じた次第である。本ニューズレターにも参加者から感想等が寄せられ、これらの経験が将来の我が国法律実務家の国際的活躍に生かされることを期待したい。

私は、「国際的腐敗行為」の分科会に発題者として参加したが、スリランカやインドの発題者から、国内・国際を問わず、巨大な貧富の拡大が放置されて、その多くが脱税や利権の存在に繋がることの紹介があり、英国での実務経験の長いシンガポールの弁護士からも、国際的にタックスヘブンを利用した金融取引が隠蔽された脱税・マネロン等に係る犯罪が蔓延し、これを裁く国際裁判所の活動が必要との意見が開陳された。私は、国際裁判所が活動するにはいまだ政治的機運が十分とは言えず、かつて世界銀行が提唱したStARI（国際的な不法利得の発掘・回復計画）の実現や、タックスヘブン規制、公平な税法の導入と法執行機関同士の政治的配慮から独立した国際協力を推進することが現実的な一策である旨を述べた。

そのほか、死刑制度の見直しに関する分科会で、シンガポール、マレーシアからの発題者、有力な実務法律家からの廃止に向けた論議の重要性が説かれて、極めて参考になる議論が展開されたことに感銘を受けた。

鈴木五十三弁護士の ローエイシア会長就任を祝う



日本ローエイシア友好協会副会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

昨年10月、シンガポールで開催された第26回ローエイシア大会の理事会において、鈴木五十三弁護士がローエイシア会長に選出された。

鈴木弁護士のローエイシア執行委員、副会長としての精力的な活動が、各国理事からの高い評価につながったもので、誠に慶賀に堪えない

日本人としては、3代目のローエイシア会長となる。初代は鈴木竹雄東京大学名誉教授で、1975年に東京大会を招致された後、大会終了から77年までローエイシア会長を務められた（当時は、ローエイシア大会は2年毎に開催され、大会招致国の責任者が、次の大会までの2年間会長を務める慣わしだった。）。

2代目が私で、1997年のマニラ大会終了時から99年のソウル大会まで会長を務めた。私が会長を務めた当時は、日本からの団体会員は日本法律家協会だけで、日本弁護士連合会は未だ団体会員として未加入だった。そして、当協会は、弁護士、裁判官、検察官、学者、企業法務関係者から成る、日本におけるローエイシア個人会員の組織として、ローエイシア活動を支えてきた。三ヶ月章先生（当協会会長、当時）が、大会組織委員長として渾身の力を注いで東京大会を招致されたのが2003年だった。この東京大会招致が一つのきっかけとなって、ようやくその前年の2002年に日本弁護士連合会のローエイシア加入が実現した。そして、内田晴康弁護士が日本弁護士連合会を代表してローエイシアの理事に就任

され、それが鈴木五十三弁護士にバトンタッチされ、今回の会長就任につながった。会長就任が鈴木五十三弁護士の献身的な活動の賜であることは勿論であるけれども、そこには、1970年の日本法律家協会の団体加入以来43年に渉る、先人達のローエイシアへの貢献の蓄積がバックにあることも忘れてはなるまい。

最近では、日本弁護士連合会の積極的な支援もあって、若い法律家や地方の弁護士会からのローエイシア大会への参加も目立つようになった。今年7月には、札幌において、ローエイシアが主催して札幌弁護士会が共催する「家族と子どもに関する国際会議」も予定されている。このような新しい動きを大切にしたい。

ミャンマー、マレーシア、ベトナム、インドネシアなど、アジア・太平洋地域は、近年めざましい経済発展を遂げている。その一方で、この地域には未だ汚職、腐敗の暗部が残り、ローエイシアが掲げる「法の支配」の実現にはまだまだ長い道のりがある。各国の抱える問題は千差万別で、地域全体を見据えた活動を行うためには、強いリーダーシップが求められる。

アジア・太平洋諸国からの日本人会長への期待は大きい。鈴木五十三ローエイシア会長の活躍を心から期待し、エールを送りたい。

ローエイシア会長に就任して —シンガポール年次大会での会長就任スピーチ—



ローエイシア会長
鈴木 五十三

本日まで出席の皆様、シンガポール弁護士会主催の第26回ローエイシア年次大会において、会長就任演説の機会を得られたことは、私にとって特別な名誉であります。

「井戸の水を飲む人は、井戸を掘った人のことを忘れてはならない」という昔からの言い伝えがあります。ローエイシアの会員として、その井戸から水を飲むものとして、まず、井戸を掘った人々のことを思い出させていたいただきたいと思います。法律家の国際的コミュニティーに占めるローエイシアの存在とその名声は、発足から50年に及ぶ歴史と各法域の弁護士団体と数え切れない弁護士が、ローエイシアの活動のために傾注した努力に負っています。これらの人々は、それぞれの課題を担うリレーの走者として精を出し、そしてそれを次の走者にバトンとして引き継ぐことによって50年にわたってローエイシアの井戸掘りを続けてきました。今年次大会では、その主催はシンガポール弁護士会からタイ弁護士会に引き継がれます。また、先日には、ローエイシアの事務局の運営支援が、クイーンズランド弁護士会からニューサウスウェールズ弁護士会に引き継がれ

ました。

今回、私は、ローエイシアの会長のバトンをマラチ・ダス会長から引き継ぐ者として、ダス会長のもとでのローエイシアの活動について振り返っておきたいと思います。

ダス会長の2年間は、国際性に深く根ざしたシンガポールの精神と文化が反映された2年間でした。シンガポール弁護士会、シンガポール弁護士の強力な支援を受けつつ、ダス会長は、ローエイシア活動のさらなる国際化によって会員の利益の一層の向上に努めました。ローエイシアは、アジア・太平洋地域に属しない地域の弁護士、弁護士団体から益々の関心を集めました。イスラエル弁護士会の入会に引き続き、昨年には、地域外弁護士団体として2番目となるドイツ連邦弁護士会の入会を得ました。ダス会長は、米国法曹協会、SAARCLAW、アジア弁護士会会長会議などを含む様々な会合にローエイシアを代表して出席しその存在を示しました。もちろん、アジア・太平洋地域の弁護士、弁護士団体、法曹団体との連携の一層の強化のためにも精力的に活動されました。ネパール、カンボジア、ブータンなどへ

の訪問も行われました。ネパールでは、新憲法制定準備に際しての法制度構築のセミナーを開催し、カンボジア、ブータンへの訪問は、近い将来の一層の活動強化の礎石を築きました。ダス会長は、シンガポールにとって、公益弁護活動（プロボノ）大使として貴重であるだけでなく、ローエイシアにとってなくてはならない会長でした。より実際的で重要な事柄としてローエイシア事務局の移転がありました。その企画から実現まで、ダス会長の下で行われました。ローエイシアの活動の一層の成長に務めることが、私に義務付けられていると思っています。

ローエイシアの特徴は、その関心の焦点をアジア・太平洋地域に当て、強い近隣意識に支えられた弁護士と弁護士団体の一体感ある団体であることにあります。この特徴により、各法域が抱える問題について丁寧にして真剣にこれを把握し検討することが可能となります。この利点をローエイシア会員の利益のために活用することが、団体の目的としてローエイシアに課されています。

法律家の国際的コミュニティーが取り上げている問題は沢山あります。ビジネス及び人権の要請の同時的実現、統一化、個別化あるいは収束化などのアプローチによる証券規制、資本市場、独占禁止、企業買収を含むビジネス法分野における法の調和の実現、家族法、子どもの権利法、遺産管理、企業倒産・再生、雇用、電子商取引、知的財産権、環境などにおける越境的法律問題、そして、裁判所、国際商事仲裁、投資協定投資仲裁による紛争解決。司法の正統性や独立に関連した問題として、司法行政、汚職防止、外国弁護士、外国弁護士事務所の越境的規制、弁護士団体の公益活動、更には、プロフェッションとしての弁護士の倫理及び経済基盤の伸長などが思

い浮かびます。

このように、問題は広汎で多様であるわけですが、このリストから、明白で単純な原則を抽出することができます。それは、これらの問題はいずれも、その社会の利益のために、各分野における建設的で実現可能な解決の創造に向けて弁護士の協同的努力を求めているということです。この単純な原則をローエイシアの活動に適用した場合、ローエイシアの課題は、アジア・太平洋地域の要請に適合するような仕方で法的な枠組みを提供することによりこの求めに応えるということに他なりません。

50年の歴史に支えられ、そしてダス会長の下での成果を踏まえ、ローエイシアは、アジア・太平洋地域の要請に応える解決を創造するための活動を開始し、更に発展させるフェイズに到達しました。この目的の達成に向けてローエイシアは、その特徴に基づく利点を最大限に活用することができます。すなわち、その関心の焦点をアジア・太平洋地域に当て、強い近隣意識に支えられた弁護士と弁護士団体の一体感ある団体であるという特徴です。

こうして考えてみると、私が井戸の水を飲むには早すぎると思われれます。井戸掘りを完成するには、まだ、歩まなければならない道があります。

しかし、私は、現在ローエイシアの置かれているこのフェイズにおいて、すべての会員弁護士、弁護士団体に、ローエイシアが美味しい水を提供できることになることを確信しています。皆様のご支援をいただきながら、この知的にも興味深く、ある意味では楽しくもある、ローエイシアの活動に、私は、その全力を傾注する所存です。

ありがとうございました。 (2013年10月30日)

第26回LAWASIA年次大会に参加して



日本弁護士連合会副会長
松田幸子

シンガポールで開催された第26回LAWASIA年次大会に日弁連代表として参加した。理事会では、ビジネスと人権、集会結社の自由に関する宣言が採択され、日弁連推薦の鈴木五十三弁護士が次期会長に選任された。日本からの会長選出は歴代3人目と聞いている。私も推薦団体の代表者として簡単な祝福のスピーチをさせていただき、榮に浴した。

数多くのセッションがあったが、アジアでは経済の膨張に国内の政治体制や社会基盤整備が追いついていない国もあり、「法の支配」を浸透させるには様々な課題がある。M&Aなど国際ビジネスにかかわるテーマだけでなく環境・人権・家族法、さらには法律事務所のあり方や法律家のキャリアパスに関しても関心が高いことが伺えた。日本からは、汚職問題や、家族法、ADRなどについてそれぞれエキスパートの会員がスピーカーを務めており、日本のプレゼンスを高めており、とても嬉しく、かつ誇らしかった。

会場のサンテックコンベンションセンターは、シンガポールでも一番の観光スポットが集中するマリーナベイに近く、巨大なショッピングセンターや世界的有名ホテルの数々とつながる国際会議用の巨大スポットである。近くにはシンガポールのシンボルであるマライオン像のある公園、巨大な国立劇場などがあり、ほんの一足でぐるっと散策して周ることができた。カジュアルスタイルのレセプションは世界一の観覧車スカイフライヤーの下の屋台村で開

かれたが、アジアの交差点、民族・人種のるつぼであるシンガポールらしく様々な国々の郷土料理を楽しみつつ三々五々交流できた。

セッションの後ガラデイナーの前に、少し時間があり会場の前のロビーで休んでいたら、偶然にも隣にLAWASIAのベテラン事務局長のジャネットさんと新人事務局のソフィーさんがいた。そのうちマラシイ・ダス会長（女性）始め、続々と役員の方々が集まり楽しく語り飲み始め、私もその輪に入らせていただき、写真まで撮って頂いた。

ガラデイナーのアトラクションは障がいのある若者による廃品利用の太鼓演奏とダンスであった。きらびやかで贅沢なデイナーとこのアトラクションに、ビジネスと人権の調和を常に意識しているダス会長の心意気を感じた。ガラデイナーの途中で帰路につかなければならず、ダス会長にお声をかけたら、お見送り頂き恐縮した。

日弁連の国際会議への若手派遣制度を利用して数多くの若手会員が参加しており、札幌や福岡などからも参加があった。若手の方々がこの経験を刺激に様々な場に羽ばたいていただくのが楽しみである。宮崎という片田舎でごく普通の町の弁護士として長年過ごしてきた私にとっても、とても刺激的で楽しい経験であった。また、ダス会長には昨年度日弁連副会長の小川恭子弁護士から託された写真も渡すことができた。同じ女性役員という立場で交流できたことは望外の喜びでもあった。

LAWASIA Singapore大会雑感



弁 護 士

一 木 剛太郎

シンガポールへは10数年ぶりの訪問で、その目覚ましい発展ぶりには驚くばかりであった。また、帰路クアラルンプールに立ち寄り、マラッカまで足を伸ばし観光気分を味わうこともできた。

今回の大会は従前にも増して会議を楽しむことができたが、その一端をお伝えしたい。

1. 日本の若い弁護士を中心に日本からの参加者と交流ができ、新しい息吹を感じることができた

10月27日（日）の夕方から Welcome Reception が開催された。近場の屋台村 Singapore Flyer Food Trailの一角が貸し切られ、シンガポールの屋台の雰囲気を満喫することができた。そこで、初対面の方や以前にもローエイシアでお会いしたこともある、多くの参加者に出合った。Reception後、近くのホテルラウンジで日本人参加者有志が集まり、にわかに、日本ローエイシア友好協会会長の原田明夫先生ご夫妻を中心に、鈴木五十三先生会長就任祝いを行った。

10月28日（月）のセッション終了後、日本人参加者有志20名程度で中華料理店にて夕食を共にした。日弁連の夢プロジェクトの若手メンバーは、日弁連から若干の補助を受けての参加とのことだった。中には、国内案件しか取り扱っていない方、英語にそれほど堪能でない方も居られるとのことだったが、

若い方々に国際会議を肌で感じてもらうための良い制度だと思った。

最近、国内の法律事務所が急速にアジア展開を進めている。大手に限らず、依頼者のアジア業務進展に伴い、中小や地方の事務所でもこのための法律業務対応に取り組んでいる。このような動きをバックアップするため日弁連や地方弁護士会でも様々な支援活動が始められている。国際案件をメインとしない事務所や弁護士がどのようにアジアの弁護士と交流を持ち、自らの業務に結びつけるかはチャレンジングな課題である。最低の要件としては、英語能力と国際的-case 処理のための法律実務知識・経験やある程度の現地法令・実務の知識を身につける必要がある。そのためには相当程度の自己研鑽が必須であることはいうまでもない。事情が許せば、外国（特に、英米法圏のロースクール）に留学し基礎的な知識・能力を向上させることができればそれにこしたことはない。留学が困難な方で、日本で開講されているロースクール講座を受講し、アメリカの弁護士資格を取得された方もいるようである。このような努力と共に、ローエイシアのような国際会議に積極的に参加し、直接業務とは関係がなくとも、海外弁護士とのネットワーク作りに励むことは弁護士としての巾を広げることに大いに役立つに違いない。ロ

ーエイシアに限らず時々海外の会議でお会いする樋口一磨先生は、もともと苦手だったという英語を克服し、独力でアメリカのロースクールへ留学され、帰国後自ら事務所を開設し顧客開拓を進め海外案件を多数取り扱われているとのことであった。頼もしい限りであり、後輩弁護士の良い参考になると思われる。

2. 多くのセッションで最新情報を得るとともに、世界の法曹界に通底する問題を認識できた。以下、いくつかのセッションでの感想をお伝えする。

Keynote Addressは、初日はシンガポール最高裁判所長官、2日目はシンガポール外務大臣兼法務大臣によりなされた。お二人とも著名な実務弁護士であったこともあり、シンガポールのリーガルビジネス（特に、国際仲裁や調停）の推進を力説されておられ、彼我の最高裁判所裁判官や法務大臣の法曹界に対するポジションの違いを痛感した。

・ Law Firm Management-Mergers, Joint Ventures and Staying Single

中国、シンガポール、アメリカの弁護士からの報告が行われた。世界中の法律事務所が急激な成長と生き残りをかけて苦闘しているようだ。大手事務所、小規模事務所を問わず、自らの特色を模索しつつ依頼者の維持・獲得を目指している。これから5年間のうちに、合併等で世界の大事務所は大きく変化するだろうとの予測もあるようだ。日本の実情等報告もお聞きできればと思った。

・ Is there life after practice ?

practicing lawyerをやめて、企業や政府等で働くことや、自らビジネスに進出する例が紹介され、法律事務所で働くという伝統的キャリアだけが選択肢ではないという話題と、高齢化とともにリタイアをするか弁護士を続けるか、リタイア後何をするかという2つの話題が様々な角度から語られた。一方、成功体験のみに陽を当てずに、自らの意思に反して事務所から出ざるを得ないパートナーやアソシエート弁護士が多数いるという現実からも目をそらして

はいけないとの会場発言もあった。これらの諸課題は日本でも同様の現実があり議論が展開されているところでもあり、特に、事務所停年時期に近づいている私には興味あるトピックだった。

・ Pro Bono: Does the State have a stake ?

世界的に、政府の財政支出削減でリーガルエイド予算のカットが進み、これに代わるプロ・ボノ活動が重要になってきている。シンガポール弁護士からの世界的な状況の概括説明や世界的な大事務所であるDLA Piperからのプロボノ活動の紹介がなされた。パキスタンの弁護士から自分の仕事の6割はプロボノであるとの発言やネパール弁護士からプロボノが多すぎるのでどうしたら減らせるかとの質問には苦笑した。

※セッション全体を通じて、トピック自体は興味深いものでフロアーからの発言も活発で刺激的だったが、若干全体的に事前調査・準備が十分でない点も散見されたのはせつかくの貴重な機会としてはもったいないとの感も抱いた。また、会議の資料が事前あるいは当日配布がなかったため、事前の参加準備や当日の内容把握に苦労した面があった（10日後にはかなりの数の資料がホームページにアップされた）。

3. 鈴木新会長を支え、一層の発展を

鈴木五十三新会長の就任演説は、井戸を掘った人を忘れないという格言を引用して、更なる発展を誓う立派なものだった。

LAWASIAは歴史も長く、各国それぞれの会員弁護士が法務当局、裁判所や弁護士会の役員であったり、あるいはこれらの組織と密接な繋がりもあり、また人権活動等それぞれの役割を担い、社会に強い影響力があると思われる。今般、鈴木弁護士が会長の重責を担われるにあたり、日本の会員をはじめ、日弁連も従前にも増してLAWASIAの活動を盛り上げ、その活動を通じて、日本の法曹界がアジアを中心に世界に一層開かれていくことを念願している次第である。

LAWASIA年次大会に参加して



弁 護 士
芦 田 一 憲

昨年インドネシア・バリ島で開催された第25回年次大会に初めて参加し、今年もシンガポールで開催された年次大会に参加した。というのも、弁護士登録してから5年間は、Young Lawyerということで参加費が減額されており（と言っても、早期申込みの割引価格でも8万円弱も掛る。もちろん、フライトと宿泊費用は別途必要）、また色々な国の法律家等と知合うことが出来る、貴重な機会だからだ。日常業務では、日本国内の個人や中小企業を相手にしており、海外の弁護士等に仕事でお世話になる機会はこれまでは無く、海外からの参加者の多くは、M & Aや金融・投資、或いは知財関連といった、私の普段の業務では殆ど携わっていない分野を中心に活躍されており、業務的には参加する必要性は皆無に近いが、交流の貴重な機会と思い、昨年に続き参加した。

昨年との大きな違いは、参加者の多くが、シンガポールやマレーシアといった開催国やその隣国に集中していたことだ。昨年は、特定の国からの参加者が多いという感じはしなかったが、今年は、地元シンガポールからの参加者が際立って多いように感じた（但し、あくまでも私が挨拶をした範囲という主観に基づく）。これは、多くの分科会では、複数名のシンガポールのパネリストがいたことにも表れていたように思う。

10月27日は、Pre-Conferenceと題し、Welcome Receptionが開かれた。昨年は、会場のホテルにあ



29日午前のパネルディスカッション

るプールサイドを利用したビュッフェ形式だったが、今年は、シンガポールの名物である屋台(hawker)料理屋が並んだ処を貸し切ったイベントだった。参加者各人が、渡されたクーポンを使って、屋台料理を購入して飲食しながら、交流し合った。主宰者からの挨拶や乾杯の音頭は特になく、飲み物と食事を購入した参加者が、個々のテーブルで適宜乾杯をして、交流を開始するという、ユニークな形のセレモニーだった。招待客等の長い挨拶話を聞かずに、直に飲み物で喉を潤せるという点では、開催地の気候を考えると、非常に優れた方式だったと思う。挨拶した参加者の中には、イギリスの方もいたが、業務で東南アジアや中国によく来ているそうで、経済でのアジアの高まりを実感するとともに、日本にはまだ来たことが無いと言われ、少し残念な気持ちに



昼食会場の様子

なった。

2日目(10月29日)の午前は、最初にシンガポールの外務大臣兼法務大臣でもある弁護士のK. Shanmugam氏が基調講演を行った。会場のVIP控室周辺をSPらしき人が徘徊していた時は、どこか他のイベントにVIPが来ているんだと思っていたが、まさかこのConferenceに参加するためだったとは思いませんでした。30分ほどで基調講演を終えると、約1時間、Morning Breakfastが入った。軽食と飲み物(コーヒーと紅茶のみ)が提供され、それらを摘まみつつ、ここでも参加者同士が交流した。前日体調を壊し、1日ホテルで休息を取っていた身には、軽食とはいえ1日ぶりに取った食事で、エネルギーを回復できた。

このMorning Breakfastで話した中にシンガポールの男性弁護士がいたが、彼は、シンガポールだけでなく、マレーシアでも弁護士として活躍しており、仕事の比率としては半々くらいとのことだった。シンガポールは国土が狭く、住宅も不足しているため、隣接するマレーシアのジョホールバル(日本が1998年のワールドカップ出場を決めた場所)から通勤している人も多いそうだ。住居費用の高さでは東京も負けず劣らずということで、互いに住居費用について愚痴り合った。

Conferenceの詳細なレポートは他の参加者に譲るが、Conferenceは、基本的には、1時間半から2時間程度の会議と、Tea Break(或いはLunch Time)での参加者同士の交流を図る場が繰り返される。もちろん、会議自体は、他国の法制度や先進的な取組みについての報告があり、非常に勉強にな

る。会議のテーマも、商事関連の法律に関するものだけではなく、家族法・環境法、或いは死刑制度といったものもあり(昨年はバリ島での開催だったせいか、tourism lawに関する分科会があった)、幅広く分科会が設定されており、どれに参加するかで悩むこともある。一方で、break timeでの交流も、人脈形成という点で、勝るとも劣らずに重要な役割を果たしている。

そして、交流のための最大のイベントが、2日目の夜にあるGala Dinnerである。ここには、参加者だけでなく、参加者の家族(主にパートナーだが、中には子連れの方もいた)も集まって、盛大なパーティーが開かれる。正直、このパーティーだけに来ている人もいないのではないかとはいえないくらい、大勢の人で溢れかえった。開宴から約3時間、飲食しながら、参加者の交流を図った。ところどころでアトラクションがあり、それが会場を一層盛り上げていた。同じテーブルにいたインドの女性弁護士に聞いたところ、インドでは2年前から弁護士資格を得るための試験制度が始まったが、大学で法学部を卒業できさえすれば、基本的には合格できるようで、日本の合格率を聞いて驚いていた。

尚、年次大会は、2014年はバンコック開催が決定しており、近年中には東京での開催が予定されているようだ。また、日本では、2014年には、LAW-ASIAの家族法・子どもの権利に関する大会が7月に札幌で開催されるほか、IBA(International Bar Association)の世界大会も東京で開催されるそうである。興味を持たれた方は、日程が合えば是非参加されては如何だろうか!?



Gala Dinner でのアトラクション

第26回ローエイシア・シンガポール大会に参加して



盛岡地方裁判所判事

片多 康

様々な幸運に恵まれ、休暇を頂いて二度目の参加をすることができた。初めて訪れたシンガポールでは、東京23区ほどの国土の中の巨大な国際空港に始まり、建設が続く高層ビル、そして身近なところでは日本の倍はありそうなスピードのエスカレーターに至るまで、東南アジアのハブとして発展していこうとするエネルギーを感じた。

大会のテーマはBeyond the law, beyond the call of duty, beyond boundariesであり、経済の発展や国際化に代表される社会の変化に照らして、法律家の在り方を改めて考察しようとするものと思われた。シンガポールのChong司法長官による全体講演は、大企業の不祥事等に際して繰り返し投げかけられた“Where were the lawyers?”という素朴な疑問を糸口に、既存の法的枠組みを越えて生起する問題に直面したとき、法律家はどのような立場からどのような役割を果たすべきかを論じるものであった。最後に発せられた“What will you do when you next find yourself ‘beyond the law’?”という問いかけは、日々の職務において新制度の導入等に伴う様々な課題に直面する中で感じていたことでもあり、法律家にとって立場の相違や専門分野の如何を越えた本質を突く問題意識であると思われた。

各分科会においても、大会のテーマに沿った議題が論じられた。国境を越える大規模な汚職問題等を

扱ったCorruptionの分科会では、ある国の政権幹部による汚職の紹介等を通じて、不正蓄財を可能とするマネーロンダリングの問題や、これに対抗するアセットリカバリーへの取組などが取り上げられた。この分科会のスピーカーであった原田先生は、対処すべき課題の一つとして、いわゆるタックスヘイブンに対する規制の重要性を挙げられた。経済活動が国際化する中で、一方にある主権の尊重という原則と、他方にあるタックスヘイブンの守秘法域としての性質が様々な規制の適用を困難にし、ひいてはこれが濫用される契機が生じている状況との間で、様々な関係者がどのような均衡を目指して努力しているのかを学んでいきたいと思われた。

大会への参加は、我が国や各国の高名な法律家の知見に触れるまたとない機会であるとともに、新たに多くの人と知り合う機会でもある。スピーカーとして参加した前回もよい経験であったが、二度目の参加となった今回は、よりリラックスして臨むことができ、前回知り合った友人と再会する楽しみもあった。末筆ながら、有意義な大会を開催して下さった大会事務局の皆様へ感謝を申し上げるとともに、このような経験を踏まえて日々の職務に取り組むことによって、微力ながらも恩返しと貢献をさせていただきたいとの思いを新たにしたい。

ローエイシア・シンガポール大会に参加して



弁 護 士
佐 藤 亮

2013年10月27日から30日にかけて、シンガポールにおいてLAWASIA第26回年次大会が開催された。私は、日弁連の若手派遣の枠で、日弁連から費用の一部援助を受けて参加させていただいた。

LAWASIAへの参加は今回が初めてであり、そもそも国際大会への参加も今回が初めての経験であったため、私にとって初めてづくしの大会であった。セッションでのスピーカーを担当したわけでもなく今回は参加しただけであったが、それでも、多くの海外からの参加者と知り合う機会を得ることができ、個人的に非常に実りの多い大会であった。

大会の進行は、大雑把にまとめると、午前中は参加者が一堂に会することができる会場で1時間半程度の講演やパネルディスカッションが催され、午後は2から3つのセッションの中から、それぞれ興味のある分野を選んで出席するというものであった。午後の各セッションとも、異なる国の弁護士4から7名程度のパネルが特定のテーマについてそれぞれ基調講演を行い、その後、会場の参加者との質疑応答を交えたパネルディスカッションを行うのが基本的な構成であった。午前中にはランチタイムの他にテーブルイクがあり、軽食やコーヒー等が用意された別室で、参加者間の交流を深められるように配慮されていた。また、ランチタイムも座席指定のないビュッフェスタイルであり自由に席を移動して交流することができた。社交イベントとして、会議前日の10月27日に、シンガポール名物の屋台を集めたベイエリアの一角でWelcome Receptionが開かれた。

参加者以外の客も多くいる中で、名札を付けているLAWASIAの参加者を探して交流を図るというユニークな形式で、テーブルを移動しながら交流した。

私は、「Alternative Dispute Resolution」(紛争解決)、「Safeguarding Your M&A Deal from Cross-Cultural Currents」(M&A)、「Family, Children and Succession」(家族法)、「Corruption」(汚職)の各セッションに参加した。それぞれ諸外国の法制度や問題意識が説明され、各セッションとも非常に興味深く拝聴させていただいた。バックボーンとなる法制度が各国ごとに異なるため、私の目から見て新鮮な視点からの質問も多かったように思う。

参加前に、できるだけ多くの参加者と交流を図ろうという目標を立て、こちらから積極的に話し掛けるよう心掛けた。渉外業務を専門にしている弁護士も多かったが、自国ではドメスティックな事件を中心に取り扱っているという弁護士も多く、渉外弁護士とはまた違った角度から、様々な分野の話聞くことができた。シンガポール以外の国では、マレーシアとインドからの参加者が多かったという印象である。

私の英語力の問題で、講演やパネルディスカッションの全ての内容を理解できたとは言い難く、自分の不甲斐なさを痛感すると同時に英語力の向上を決意できたという点でも、本大会への参加は良い機会であった。来年7月に札幌で開催予定の家族法分野の会議や、バンコクでの開催が予定されている来年の年次大会にも是非とも参加したいと考えている。

第26回ローエイシア・シンガポール大会への参加



弁 護 士
下 川 慶 子

この度、シンガポールで開催された第26回ローエイシア年次大会へ参加する機会を得ることができました。ローエイシアの大会へ参加するのは今回が初めてである。今回は、私が日弁連若手法曹センター夢実践プロジェクトチームの一員として、海外展開に関する活動を行ってきたこともあり、日弁連からの国際会議への若手派遣の一環として参加させていただいた。

シンガポールは、多くの企業や大学が次々と進出するなど、世界的にも注目を浴びている都市である。実際にマリーナ・ベイ・サンズの展望デッキからシンガポールの街を見渡すと、大きなビルが建ち並び、また、いたるところで工事が行われていて、現在も街がどんどん発展していることを感じる事ができた。

大会は、会議初日前夜のレセプションパーティーを含めると4日間の日程で開催された。会議では、法律業務を退いた後の人生設計はどうするかなどのテーマで議論がなされた。特にこのテーマについては、若手を含めた多くの参加者が積極的に発言していたのが印象的であった。また、セッションのテーマは多岐にわたるもので、私は、ADR、M&A、渉外家事事件、汚職をテーマとした4つのセッションに参加した。内容については、私の知識不足からよく理解できなかった部分も多く、反省しつつも、各テーマについてより深く学びたいという気持ちを強くした。

また、交流イベントも充実していた。レセプシヨ

ンパーティーは非常にフランクな雰囲気です。私は、マレーシアの方にお誘いいただき、マレーシアの弁護士6名、ニュージーランドの裁判官1名と同席させていただきました。それぞれの国の文化や食事についての話題が多く、仕事の話はあまりなかったが、だからこそより打ち解けられたようにも思う。2日目夜には、ガラ・ディナーが開かれ、ここでも参加者は互いに親交を深めていた。この大会に参加する意義の一つは、各国の参加者と交流し、ネットワークを広げることにある。今回の参加で、シンガポールをはじめ、マレーシア、インド、オーストラリア、中国、トルコなど様々な国の法曹と知り合うことができた。この方々とは帰国後もメールでやり取りをしており、非常に貴重な財産を得たと思っている。

なお、私は英語に自信がなく、大会参加前には、参加者とのコミュニケーションや会議の理解について非常に不安があった。しかし、実際に参加して感じたのは、自己紹介の準備（特に主な取扱分野）と積極的な姿勢があれば何とか参加者とのコミュニケーションはとれるということである。また、会議の内容の理解については、パワーポイント等の資料もあり、これが大変役に立つ。とはいえ、英語力の必要性を痛感することになったため、帰国後、すぐに英会話を始めた。

来年は、年次大会がタイのバンコク、家族法部会が札幌で開催されることが予定されているが、何とか日程調整して参加したいと帰国直後から考えているところである。

シンガポール大会に参加して



弁 護 士
杉 田 明 子

10月28日から30日まで、シンガポールで行われたLAWASIA会議に参加した。

1日目の午後は、取締役の独立性、多様性に関するセッションに参加した。

日本では、今回の会社法改正では社外取締役の設置義務付けは見送られたが、そもそも社外取締役の定義、取締役求められる独立性の程度などは、様々な定義、考え方がありうる。独立取締役には、経営者や取引先関係だけでなく、株主からの独立性が求められることもあるという説明を聞き、会社は誰のものか、何のために独立取締役が求められるのか、改めて考えさせられた。会社は株主のものであり、会社は株主の利益を最大化することを目的とすると学んできたが、所有者である株主から独立した社外取締役にはどのような役割が求められているのだろうか。

取締役の多様性については、日本でも活発に議論されるようになってきている。ジェンダーの多様性について、ヨーロッパではクォータ制を導入する国が増えていることは聞いていたが、マレーシアでも女性割合を30%とするクォータ制を2016年までに導入するという説明があり、興味深かった。ちなみに日本は、ジェンダーや年齢などの点で取締役の多様化が進んでいない例として取り上げられていた。

質疑の際には、法規制により取締役の多様化を進める必要があるのか、マーケット（市場）に任せるべきではないかという、この問題を考える上では必

ず議論になる質問があった。ジェンダーの多様性について、質問者も含め会場にいたセッション参加者の大多数が支持していたが、クォータ制への賛成者は少なかった。多様性が必要であることについての共通の理解があっても、それを実現するための手段については、まだまだ議論が必要だと感じた。

翌29日の午前に行われた全体セッションでは、Is there life after practice?という非常に興味深いテーマが取り上げられた。

このセッションでは、弁護士をとりまく状況の変化とあいまって、弁護士という職業そのもののあり方について、様々な議論があった。早い段階で専門分野を持つことの是非、顧問弁護士の役割、企業内弁護士という選択など、スピーカの興味深い話に限られず、フロアからの発言も相次いだ。弁護士の仕事には情熱が必要であること、自分自身で仕事や生活をコントロールし、自分なりのやり方でバランスをとる必要があること、ワークライフバランスの重要性、弁護士の退職年齢（適切なlegal serviceを提供できるのはいつまでか）など、私たちが日々の生活で常に感じていることがまさに議論されており、弁護士が直面する問題は、世界共通なのだということに改めて実感した。

このほかにも興味深いテーマのセッションが続き、また休憩時間にも色々な国からの参加者と交流することができた。シンガポールの町も非常に魅力的だったので、機会があれば是非再訪したい。

2013年LAWASIAシンガポール大会



弁 護 士
高 谷 知 佐 子

本年11月27日から30日に開催された、LAWASIAシンガポール大会に参加してきた。基本的には毎年スピーカーとして同大会のビジネス部会のセッションに参加しているが、本年は、「Saving Your M&A Deal From Cross Cultural Currents」というセッションでのスピーカーを務めた。このセッションは、ビジネス法に関連するもので、クロスボーダーの企業買収に際し、文化や慣習の違いからくる留意点としてどのようなものがあるか、というトピックについて、スイス、ドイツ（ポーランド）、インド、韓国、日本の各弁護士が、それぞれイシュー毎にコメントしていくというものであった。

議論されたイシューとしては、まず交渉初期段階において、秘密保持契約を締結する場合に、準拠法や管轄をどのように定めたらよいかについて、それぞれ議論がされた。特に秘密保持契約の管轄としては、一般にクロスボーダー取引の場合には仲裁を紛争解決機関とすることが多いのだが、緊急の場合の仮処分手続も利用できるように工夫しておかないと、いざという時に効果的に対応ができないといった点が挙げられた。

また、デューデリジェンス（DD）の実施の場面において、活発な議論がされた点としては、DDの過程でBuyer側が知りえた情報（開示された書類の中にあった情報など）について、その後、仮にSellerが表明保証の対象から明示に外さなかったとしても、Buyerは当該事項について表明保証違反を

問えないか否かという論点がある。つまり、Sellerが「うっかり」あるいは「あえて」表明保証の除外事項として契約書上明示していなかった事柄について、Buyerがそのこと（本当は除外しておかないと表明保証違反となること）を重々知りつつ、契約後、当該事項について「表明保証違反」を追及するのは許されないのではないかという理屈である。実はこの点は日本のデールにおいても最近良く問題となる点であり、各国の意見が聞けて大変参考になった。このような状況になることを避けるために、例えば「Buyerが事実上知っていたことは、表明保証違反を追及する権利に影響しない。」とか、逆に「BuyerがDDの過程で知りえた事項については、仮に表明保証違反を構成してもBuyerはこれを追及できない。」という条項を契約中に入れるべきであるという意見が多勢であった。

また、面白い論点としては、自分のクライアントや相手方当事者が非常にアグレッシブで、不合理に妥協しないような場合に、どのように対応したらよいかというものもあった。

LAWASIAには、日本からも多くの弁護士や裁判官が参加しており、この機会に普段はあまり話したことがない他の事務所や裁判官達と話ができるのも魅力のひとつである。IBAやIPBAと比べてどちらかという学究肌な集まりであるが、来年もぜひ参加したいと思っている。

ローエイシア・シンガポール大会雑感



弁 護 士
竹 内 千 春

ローエイシアの年次大会に参加するのは、去年のバリ大会に引き続いて、2回目であった。2012年から日弁連の国際室嘱託を務めている私は、執行部に随行して様々な国際会議に参加する機会を頂いているが、ローエイシアには、友好協会会員の立場で個人的に参加している。国際室嘱託という立場から見る国際会議と、個人として見る国際会議とでは、出席する会議も異なり、目に映るものは違って来るが、ローエイシアがアジア諸国が主体である国際会議である点からも、他の国際会議とは印象が異なる。

前回も今回も感じた、一番大きい相違点は、会議における日本人法曹の参加の多さである。私のように個人的に参加している者も当然いれば、日弁連の若手派遣の制度を利用し参加している日弁連会員も今回は8名にのぼったようである。

また、全部で10存在していた分科会のうち、半数にあたる5つの分科会に日本人がスピーカーとして参加しているなど、ローエイシアにおける日本人法曹のプレゼンスは高いようにも思えた。

しかし、以上の感想は、あくまで他の一般的な国際大会に比較して、の話であり、ローエイシアがアジアが主体となる国際会議であることに鑑みると、まだまだ日本の法曹の存在感は低いと言わざるを得ないだろう。

若手支援制度等を利用しての大会参加をきっかけに、今後国内外で開かれるローエイシア大会を含む

様々な国際会議に継続して参加する日本人法曹が増え、日本の司法を発信する法曹が増えることを期待する（とともに自分にも自己啓発している）。

特に今回の大会で、日本の鈴木五十三弁護士がローエイシア会長に就任されたことは、日本人法曹が今後ますますアジア及び世界においてその存在感を増す、絶好の機会になると思われる。

前回のバリ大会の際は、観光の機会が持てなかったため、今回は1日早くシンガポール入りをして、街を散策した。

シンガポールと言えば、マーライオンとチリクラブくらいしか印象になかったが、今回の滞在で私の中のシンガポールの存在感は一気に高まった。とにかく、何を食べてもおいしいし、安い。知名度と実際の感銘度が一致していないと噂されるマーライオン像も、口から豪快に水を吐き出す様は力強く、これまたスケールの大きい、新興の観光地であるマリーナベイサンズに向かって、その存在をアピールしているようにも見え、少なからずの感銘を受けた。アジアの法曹が集結し、議論し、協力し、改革し、世界にそのプレゼンスを示すローエイシアの姿と重なるようでもある。



第26回ローエイシア・シンガポール大会に参加して



弁 護 士
中 野 敬 子

私は、日弁連の推薦を受けて、ローエイシア第26回シンガポール大会に若手法曹として参加する機会を頂いた。

大会の各セッションでは、家族法からM&A、死刑制度まで幅広い分野を取り扱っており、国際的な問題や文化の違いによる案件の取り扱い方法の違い等の話を聞くことができた。いくつかのセッションではスピーカーとして日本人の弁護士が招かれており、また、日本人で大会に参加しているたくさんの先輩弁護士とお話しさせていただく機会を得ることができた。

今回の大会に参加して、渉外案件といっても各国の法律についてはその国の法律家に依頼し、日本人弁護士は日本法を扱うことが多いということを学ぶことができた。これは、渉外案件と聞いてつい敬遠しそうであった私にとっては大変大きな発見であった。弁護士になったばかりの段階で、この点について気づくことができたことはとても幸運であったと考えている。

また、各セッションの合間に設けられた、ティーブレイクや昼食会、懇親会等において、アジアを中心とする各国の弁護士たちが他国の弁護士とコミュニケーションをとっており、ビジネスパートナーを探している様子であったことが印象的である。

ローエイシア大会の参加費用は、日本のシンポジウムの参加費用と比較しても多少高額であるが、それは会場費だけではなく、このようなティーブレイ

クや昼食、懇親会の費用等が含まれているためである。これらの飲食等の時間は、参加者が相互にコミュニケーションを取り、ビジネスパートナーとしての国際的な知り合いを作ることができる有用な時間であると考えられた。もっとも、参加率をみるとこれを目的としない弁護士も中にはいると考えられるので、段階的な出席を認める方式であってもよいかもしいかなと考えた。

さらに、シンガポールは、私にとってはこのような機会がなければなかなか訪れる機会がなかった国の一つである。気候はあたたかく、湿気もそれほどないので過ごしやすく、私が今まで訪れた外国の中でもとても雰囲気の良い国であった。大会前に、現地を観光することができたが、大変美しい観光地であった。シンガポールスリング発祥のラッフルズホテルのバーに先輩方とご一緒させていただいたことも大変良い思い出である。

私は、今回のローエイシア大会に参加させていただき、弁護士の業務拡大の可能性について、さらに一層広く考えることができるようになった。

帰国後に、渉外離婚の案件の相談を受けた。このような案件についても臆せずに取り組むことができたのは今回の大会に参加させていただいたためであると思っている。私は、若手法曹として、このような貴重な機会を頂くことができ、大変感謝している。

また、来年度の大会にも日程が合う限り是非参加したいと考えている。

第26回ローエイシア・シンガポール大会に参加して



弁 護 士
土 方 恭 子

2013年10月27日から30日までローエイシア第26回大会がシンガポールにて開催され、同大会に参加する機会に恵まれた。27日の午後に大会の登録が始まり、当日は、夕食を共にしていくなかで、日本から参加されている法曹関係者の方々を始め、マレーシア、オーストラリア、インド等、様々な国の法曹関係者の方々と挨拶をさせていただく機会を得た。28日からは、全体会での話を始め、ADR、環境、家族法、汚職等、広範な分野にわたって多くのセッションが開催され、これらにも参加させていただいた。最後の日である30日には、鈴木五十三先生の御挨拶を拝聴させていただく機会を得た。その他にも、全体会、セッションの合間のコーヒブレイク、昼食時に、様々な方々とお話しさせていただき、ガラディナーに参加させていただいた。

今回は、現在所属している東京パブリック法律事務所三田支所にて、国際法曹団体の大会に参加しようというパイロットプログラムとして、ローエイシア大会に参加させていただく機会に恵まれたものであったが、海外での国際法曹団体の大会に参加させていただき、多くの事を吸収することができたことを改めて実感している。全体会では、各国の法曹関係者が、スピーカーの話の後に、自らの意見を述べ、お互いに議論する姿に感心し、学ぶべきことが多いと感じた。家族法のセッションでは、改めて国境を

越えた家事事件での各国弁護士の協力体制の必要性を感じた。他のセッションでも、海外の法曹関係者が現在何に注目しているのか、どのように考えているのかを知ることができ、また、セッションで発表された日本からの法曹関係者の方々の話を拝聴させていただくことができた。コーヒブレイク、昼食時には、シンガポールを始めとする、様々な国の法曹関係者の方々と話をさせていただき、その国の制度の在り方、実際的な運用、日本との違いなどを学ぶことができた。また、通常の業務の中ではなかなかお会いする機会が無い、日本から参加された法曹関係者の方々とお話しさせていただく機会を得ることもできた。

今回のローエイシア大会に参加させていただいた事は、私にとり大きな財産となった。実際にローエイシアの大会に参加することによって各国の法曹関係者と話をし、日本国内のみならず、アジアを始めとする海外の法曹関係者の方々がどのように考えているのか、何がトピックになっているのか、より知っていきたく思った。そのためにも、語学の習得に勤しみ、日本の制度を理解し発信していくことができるよう、努めたいと思う。

そして、最後になるが、今回、このような有意義な機会を与えていただいた皆様に感謝の意を表したいと思う。

第26回ローエイシア・シンガポール大会に参加して



弁 護 士
丸 山 明 子

今回、幸運にも福岡県弁護士会の推薦を受け、日弁連から若手派遣として参加費用の一部援助を頂き、シンガポールで開催された第26回ローエイシア年次大会に参加する機会を得ることができた。10月27日のウェルカムレセプションから29日のガラディナーまで滞在し、4つの分科会と全体セッションに参加することができた。

ローエイシアの大会は、セッション内容の種類が豊富で、幅広い参加を募ることが出来るためか、社会的、経済的、政治的状况が異なるアジア各国から、私のように一般民事を多く扱う地方の弁護士、大きな渉外事務所の弁護士、企業内弁護士、大学の教授、裁判官、官僚など多様な職種の方が参加されていた。職種や国情等は違っても、法曹として共有している課題があり、その課題について、様々な立場からの交流が可能となる点が、非常に興味深いと感じた。

とはいえ、各国の参加者たちとの交流に、私のような英語力が十分ではない新人が個人戦で挑むのはなかなかハードルが高い。しかも各国の参加者も団 thểで行動している。福岡から一人で参加した私は、27日のレセプションで、まずは日本人を探すことにした。

フードコートの料理を物色しつつ、耳を澄まし、ようやく発見した親しみやすい雰囲気をお持ちの先

生方に「日本人の方ですか」と声をかけさせて頂き、テーブルをご一緒させていただくことになった。日本人だというだけで、普段お声かけする機会がないような先生方と気軽にお話しさせて頂けるのは、まさに国際会議ならではの特典だなあ、と思われる。ここでご一緒させて頂いた先生方とは、その後の二日間も、折につけ、お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

私が参加した分科会は、ADR、環境、家族法、プロボノの4つで、死刑制度や汚職など、注目度が高く、かつ原田明夫先生のご経験に基づく貴重なお話が伺えるセッションを外してしまうという微妙な選択ではあったが、それぞれから新たな知見を得ることができた。また、環境の分科会では、オーストラリアのPreston判事（ニュー・サウス・ウェールズ州土地計画環境裁判所）がモデレーターを務められていたが、判事の意見を興味深いと思いながらも、声をかけるのをためらった私は、自分の英語力不足を反省するいい機会となった。

今回私は、シンガポール観光も含め非常に楽しい時間を過ごすことができたが、地方からの参加者の数が少なく、福岡から参加させて頂いた私には、この点が非常に寂しく感じられた。

第26回ローエイシア・シンガポール大会参加報告



日本弁護士連合会国際室嘱託
弁護士

八木 哲彦

2013年10月28日から30日にかけてシンガポールで開催された第26回ローエイシア年次大会に、松田幸子副会長とともに日弁連代表団の一員として参加させていただいた。今大会は、日本代表理事である鈴木五十三先生がローエイシアの新会長に就任される記念すべき大会であった。

日弁連からは、2011年のソウル大会以来実施している登録10年以内の若手弁護士に対する支援制度に基づいて、8名の若手会員を本年次大会に派遣した。また、同じくソウル大会以来実施しているセッションスピーカー推薦制度に基づき、本年次大会の各セッションのテーマに関連がある日弁連の委員会に対してスピーカー候補者を募集し、2名のスピーカーを推薦した。最終的には10の分科セッションのうち5の分科セッションにおいて日本人がスピーカーとして登壇しており、日本の存在感を示すことに貢献できたのではないと思われる。今後も引き続きこれらの制度の周知に努め、より多くの会員を継続的に派遣できるよう尽力していきたい。

なお、上記支援制度に基づいて派遣した若手会員からは、「今後の国際会議に積極的に関わっていくための良い機会となった」、「法教育を実践する中で国際会議での経験を話し、弁護士業務や法曹界に対する関心を学生にもっと持ってもらう等将来の法曹養成にも貢献することができる」、「海外案件を扱うハードルは若手にとっても想像よりは高くないということを学ぶことができた」、「直接会って話をすることで、これまで遠い国の話だったものが現実

に存在する身近な問題として感じられた」等、通常業務では味わえない視野の広がりを経験した旨の声が多く寄せられているので、併せてご報告させていただく。

個人的にも、セッションでの討論及び諸国法曹との交流の両側面において、相当に濃密な3日間であった。事務所経営 (Law Firm Management)、家族法 (Family, Children and Succession)、汚職 (Corruption) の各分科セッションに参加したが、いずれにおいても、各参加者の国籍や出身国の背景事情 (経済発展の程度、法整備の状況、人権意識の成熟度等) の違いを超えて、世界的な潮流や各国が克服すべき課題とその具体的な乗り越え方が率直に議論されており、耳が自然と傾いた。また、転職や転身の積み重ねがキャリアを形成するという事情が根強いシンガポールならではの、実務後の人生 (Is There Life After Practice?) というテーマの全体セッションでは、日本ではあまり馴染みのない議論を新鮮な感覚をもって聴くことができた。

最後になったが、原田先生及び鈴木先生のご発案で、現地においてカジュアルな日本代表団の懇親会が催され、弁護士以外の法曹を含む日本代表団メンバーとも繋がりをもつことができ、大変有意義な時間を過ごすことができた。この場をお借りして改めてお礼申し上げたい。

日弁連としても、鈴木会長を擁するローエイシアとの連携をこれまで以上に深め、積極的に関わっていく場面が増えることになるであろう。

若手弁護士の皆さん！ ローエイシアに参加しよう！



日弁連若手法曹センター
夢実践プロジェクトチーム座長
弁護士

湊 信 明

もし、若手弁護士の皆さんの中に、「えっ、ローエイシア！？国際シンポジウムでしょ？国内案件ばかり扱っている私には関係ないや。」とか、「英語がペラペラじゃないと参加できないんでしょ？トイクの点数も低いし……」という向きがあったら、ぜひ本稿をお読みください。

かく言う私こそ、完璧なドメスティック弁護士で、英語もまったくと言って良いほど話せません。

そんな私でも、ローエイシアに参加してたくさんの収穫を得て帰ってくる事ができたのです。本稿では、一人でもたくさんの若手弁護士の皆さんに、この収穫をお伝えしたいと思います。

まずは、私の自己紹介をしましょう。修習期は50期。修習終了後、70代の弁護士が一人で経営する法律事務所に入所（もちろんオール国内案件）。その後独立して、現在は、国内企業案件のみを扱う法律事務所を経営しています。

今年の4月からは、日弁連若手法曹センターに設置されている夢実践プロジェクトチーム（以下「夢PT」といいます。）の座長を拝命し、若手弁護士たちと楽しく会務活動を行っております。

私がローエイシアに参加するきっかけを得たのは、この夢PTにおきましてローエイシアに若手弁護士を派遣しようという企画が持ち上がり、座長の私も若手弁護士たちに同行することになったからです。正直、私もヒマではないですし、内心は、「自分は英語もしゃべれないし、国内企業案件ばかり扱っているのだから、参加したって無意味だろうな～……面倒だなあ……」という思いもありました。折しも、台風27号と28号が同時に関東に接近しているときだったので、「このまま成田空港を直撃すれば、東京でゆっくり過ごせるなあ……」などとイケナイ期待を抱いていたりもしていました。

しかし、運良く（悪く？）台風は完全に逸れ、名実ともに、晴れて私の乗った飛行機はシンガポールに到着。初の国際シンポジウム参加となりました。さあ、ここからが大変。アジア中の弁護士たちが、名刺の束を手を持って、満面の笑みで近寄って来ます。もちろん、皆さん、とても英語が上手で、私レベルの英語力の方は一人もいません。でも、本当にフレンドリーで、私がたどたどし英語で話しをすると、ゆっくりと話しをしてくれて、話す内容のレベ

ルもどこまでも下げてくださいました。

しかし、そんな会話の中でも、「な～るほど、そうだったのか！」と新しい発見をしたことが三つあります。それが私にとってはとても大きな収穫でした。

収穫の一番目は、ローエイシアに参加している弁護士たちは、そのすべてが渉外法律事務所で働いているわけではないということ。むしろ、「自分の専門分野は、シビルローです。」だとか、「ファミリーローです。」という弁護士たちが多く、業務の軸を国内に置いている人たちの方が多い印象でした。ですから国内派弁護士こそ参加して、お互いの国内法律事情について意見交換をする場としてローエイシアを利用すれば、本当にたくさんの学びがありますし、十分に堪能できるのです。

収穫の二番目は、国内弁護士も、ローエイシアに参加してビジネスにも結びつく可能性があるということです。会場では、日本人の弁護士とも知り合いましたが、ローエイシアをきっかけにビジネスに結びつけているということを教えて頂きました。パーティの席やシンポジウムの合間に、他国の弁護士と楽しく会話をし、名刺交換して、相手の国に関係する事件の相談を受けた際には、互いに事件を紹介し合うという関係を構築していくのです。それによって徐々に渉外案件が増えていっているということでした。前述した名刺の束を持ってニコニコ挨拶しまくっている海外の弁護士たちも、本音はビジネスの発展のためにローエイシアを利用しているようです。

収穫の三番目は、それほど高い英語力は必要ないということです。私は、これまで、渉外案件というのは、海外の弁護士と対等に交渉できるだけの英語力がないと太刀打ちできないものと思いこんでいま

した。もちろん、そういう案件もたくさんあるでしょうが、自分の事件を相手国の弁護士に紹介するとか、逆に相手国の弁護士から自国の事件の紹介を受けるということであれば、それほど高い英語力は必要ありません。また、そもそもローエイシアのパーティでの会話ということであれば、高い英語力などなくても全然大丈夫です。楽しむ気持ちさえ持っていれば十分でした。

英語がダメなドメスティック弁護士でも十分に参加して楽しく、ためになる理由をご理解いただけたいでしょうか？

最後に、今年参加してみて、事前に準備しておいた方が良いと気がついたことがあります。

それは顔写真入りの英語版の名刺を作っておくことです。そしてこれは名刺サイズで、二つ折りの小さなパンフレットにしておいて、自分の専門分野、アピールポイントや趣味なども英語で記載して会話の際に相手に渡せるようにしておくのです。そうしておけば、自分の英語力のなさをこの小さなパンフレットがカバーしてくれますし、帰国後も覚えておいてもらえてビジネスに発展する可能性も高まるからです。

また、英語のホームページも作成して、この名刺の中にホームページのURLを書き込んでおけば、自分の事務所も紹介できますし、外国の弁護士からもコンタクトを取りやすくなるので、親交を深めていくことができるのではないのでしょうか。

2014年は、タイでローエイシアが開催されるそうです。また、札幌でも家族法に関する企画があるそうです。もちろん、私は両方参加しようと思います。

若手弁護士の皆さんもぜひ一緒に行きましょう！

LAWASIA SINGAPORE大会に参加して



弁 護 士
山 崎 創 生

今年シンガポールで開かれたLAWASIA年次大会に参加する機会に恵まれた。初めて参加する国際会議であったが、若手弁護士の立場から、LAWASIAの魅力や世界各国の弁護士との交流を通じて感じた点など書き留めることにしたい。

今回のローエイシア年次大会では、ビジネス法、刑事法、家族法、環境法などの各セッションが開かれ、活発な議論が行われた。

私が参加したのは、「アジアにおけるADR」、「M&A取引」、「国際的な家族法に係る問題」、「コラプションと域外適用」といった各セッションであったが、いずれのセッションにおいても各国の異なる文化や考え方を尊重しながら、バランスよく問題解決を図る難しさを実感した。

例えば、家族法に関するセッションでは、国境を超える家族法に関連する問題（国際結婚、ハーグ条約の問題等）について、法形式の違いを乗り越えていかに問題解決を図ることができるかが議論されたが、あるマレーシア人弁護士からイスラム法における家族法の考え方と他国の家族法（本セッションではスピーカーがUK、オーストラリア、香港、シンガポール、日本（大谷美紀子弁護士）の各弁護士であった）とはそもそも調和させることができるのかといった思いもよらない質問が飛び出した。他の質問もあったため十分な議論はされなかったが、先進国の国際人権法ベースの価値観を画一的に適用することの難しさを感じた。

また参加者合同のセッションの中にも、面白いも

のがあったので紹介したい。それは弁護士をリタイアした後何をするかというテーマであり、弁護士、弁護士から投資業に転身された方、金融機関の法務部長なども参加されて有意義な議論が交わされた。女性が事務所でプラクティスを行い続けることの難しさや、弁護士の業界外の社会進出といった日本の弁護士が今後直面する問題にも参考になるものだった。またリタイア間近(?)のご年齢と思われる弁護士がマイクをとり「弁護士は最高の仕事だ！一生やっていく！」と一人で宣言し、参加者の拍手喝采を浴びていたのが印象的であった。

LAWASIAは、セッション以外に、多くの参加者と会場内外で歓談し、時には酒も酌み交わして交流することができるのが大きな魅力である。英語が流暢ではない私も、身振り手振りでなんとか話をし、多くの弁護士と親交を深めることができた。あるマレーシア人弁護士とは、とても仲良くなり、来年、彼が日本に来る際にはガイドとして東京観光に一日付き合うことになりそうである。

一方、自分自身も含めて、語学の問題もあり、セッション中も歓談の場でも日本人が場の中心になることがほとんどなかったのが残念であった。来年こそは語学力を高めて世界中に友人を作りたい・そんな気持ちにさせてくれることこそがLAWASIAの一番の魅力なのかもしれない。来年は、IBA東京大会、LAWASIA家族法会議（札幌）が相次いで開催される年でもある。今後も積極的に世界各国の弁護士と交流をしていきたいと考えている。

〔第2部〕 ハーグ条約シンポジウム

新しい家事法制の展望とローエイシア ～ハーグ条約シンポジウム開催の経験から～



ローエイシア友好協会
家族法部会長
若林昌子

1 はじめに

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (Convention on the Aspects of International Child Abduction・以下ハーグ条約という。) の批准を目前に控え、家族法部会では「ハーグ条約の円滑な実施に向けて」をテーマとするシンポジウムを企画し、日本ローエイシア友好協会の主催により、2013年11月9日明治大学に於いて、これを開催することができた。

家族法部会企画委員会では、ハーグ条約問題はローエイシアとして最もふさわしいテーマであり、その円滑な実施に向けていささかでも寄与したいとの思いを共有していた。シンポジウムの準備に入り、最高裁及び外務省のご協力が得られたことは何よりもありがたいことであった。そのおかげで、パネリストは各分野で第一人者の方々にお引き受けいただくことができた。

なお、シンポジウムの報告内容等は、日本加除出版株式会社のご協力により戸籍時報12月号から6回

にわたり連載される予定である。

2 ハーグ条約の基本的枠組の示唆

ご案内のとおり、ハーグ条約は、監護権の侵害を伴う国境を越えた子の奪取について、子の利益を最重要事項とし(前文)、違法に連れ去られた子を常居所地国に速やかに返還することの確保を目的とする(1条)。

特に、条約の基本的枠組について注目すべき点は、①中央当局による司法プロセスの補強支援、及び当事者の合意による任意解決優先原則を採用すること、②子の奪取について迅速な返還を原則とする目的は、実力行使による自力救済の連鎖を断つことを目指し、まさに、子奪取問題における「法の支配」の具現化であること、③子の返還を原則とすることによる『子の最善の利益』の阻害事由については抗弁として返還拒否事由規律を有し、これにより子の利益の個別性に配慮した実現を確保する。実務上返還拒否事由の審理判断はハーグ条約実施法の中核的問題となるであろう。

家事事件手続法の施行により、子の手続上の権利主体性を考慮され、『子の最善の利益』尊重原則の明文化がなされたが、裁量主義により実務運用に委ねられた部分も多い。ところが、ハーグ条約における子の利益最重要原則の規律化は、返還拒否事由に関する規律（12条・13条・20条）により、その権利保障のための要件を明確化している。

さらに、中央当局による司法機能の補充支援及び当事者支援（7条・9条）の枠組みは、これまでの日本では経験のない制度である。最近、日本でも当事者支援論が注目され始めたが、家事事件の關係的紛争性、子の健やかな成長の公益性の視点から考えると、この問題は緊急の課題であると思われる。

3 新しい家事法制の展望

ハーグ条約実施法の施行による実務は、新しい時代に即応した家事法制の現代化の展望を可能にしてくれるであろう。

先に述べたハーグ条約の基本的枠組を前提にしたハーグ条約実施法の実務は、必然的に新しい経験に挑戦することになり、その基本的発想の転換を求められる。この経験は、国内法領域の実務に少なからず波及効果を及ぼすことが予想される。あるいは、見方によればすでにハーグ条約の先取りをしたと解することも可能な裁判例も現れているといえる。解釈、運用に委ねる領域の広い裁量主義にも見直しの機会となる可能性がある。現行家事法制の法的安定性、裁判の予測可能性の視点から、新しい家事法制の展望を期待したいものである。

なお、今回シンポジウム開催の経験から特に印象的であったことに触れる。ハーグ条約については、

1983年の条約発効後30年の歴史を有することから、これまでに多くの加盟国における判例、関連する欧州人権裁判所判例が蓄積され、これらは実務の動向を把握する貴重な手掛かりとなる。日本の若い研究者によるハーグ条約判例の研究なども行われており、シンポジウムにおける質疑応答の際にも、今後期待できる研究者が育ちつつあることを実感できた。また、若い裁判官からは、「ハーグ条約実施法施行により歴史的に最初となる機会に遭遇できるのはエキサイティングである。」と話しかけられた。このように、グローバルな視点で対処できる若い世代が育っていることを実感させてもらった。

4 おわりに

ハーグ条約シンポジウムを終えて、あらためて、ハーグ条約の円滑な実施を願わずにいられない思いである。特に、国際社会からの日本の司法制度に対する熱い視線に応えて、是非ともこれを機会に日本の司法制度に対する国際的信頼を得る実務が展開されることを期待したいと思う。

司法制度の発展には、理論と実務の協働が不可欠であるが、今回の経験により、ローエイシアは理論と実務の架橋を果たす場であることを実感させてもらう機会となった。企画委員会メンバーの研究者、実務家の交流は、高度な議論のみならず、円滑なシンポジウムの実行の全てについて相互理解を深め、信頼を育むものとなった。

新しい家事法制の展望が時代の要請に応えるものであるために、ハーグ条約理論と実務の深化を期待したい。

ローエイシア家族法部会主催シンポジウム 「ハーグ条約の円滑な実施に向けて」に参加して

外務省ハーグ条約室長
西岡達史

11月9日に開催されたローエイシア家族法部会主催シンポジウム「ハーグ条約の円滑な実施に向けて」において、条約実施のための中央当局の役割を担う外務省の視点から、2つの主要議題に関する討論に参加した。

1 私的調停の枠組構築と裁判所との連携に関する諸問題

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（「ハーグ条約」）が想定する、子の返還や面会交流に向けた重要な手続の一つが裁判外の解決手続である。

条約上の根拠条文は第7条2項cであり、中央当局の義務として「子の任意の返還の確保」と「問題の友好的な解決」が挙げられている。この裁判外の手続は、裁判手続と並んでいわば条約上の手続の二本柱の一つであり、多くの締約国においてハーグ条約案件に関する裁判外の私的調停が盛んに行われている。

裁判によって返還又は返還拒否という判断を下すことは、迅速な返還のためには有意義な場合が多い一方で、返還や面会交流さえ決めれば全て解決するという案件はむしろ少なく、多くは離婚、親権、財産分与、養育費、常居所地への帰国後の生活等多岐に及ぶ問題と密に関連している。そこで、ハーグ条約においては、裁判以外のプロセスとして、両当事者の自発的な話し合いによって解決策を模索する調停の手法が重要な役割を果たすとともに、その後の問題の複雑化を回避するためにも重要な手段を提供し得ると考えられている。現締約国の間では、ハーグ

条約に基づく子の返還申請件数全体のうち、裁判以外の手段で任意に子が返還された割合は20%程度であり、裁判外の解決が重要な役割を果たしていることがわかる。

日本においては条約実施法（9条）に基づき、一方の当事者が希望すれば、中央当局は他方の当事者との間で連絡を仲介し、両当事者が希望すれば、私的調停の専門的知見を持つ外部の機関、例えば弁護士会の仲裁センターやその他の民間の裁判外紛争解決機関等の団体を紹介する予定である。

ハーグ条約案件に関する私的調停に関しては、日本での知見の蓄積が少ない上、諸外国においても様々なメリットやデメリットが指摘されている。今後、諸外国の先例に学びつつ、日本においてもこの分野における知見と能力を蓄積していくことが重要であると考えられる。

2 返還拒否事由の審理判断に関する諸問題

返還拒否事由の審理の判断に関して中央当局が果たしうる役割は限定的なものとならざるを得ないが、条約上想定されている役割としては、社会的背景に関する情報交換が挙げられ（条約第7条第2項d）、連れ去り前に子が住んでいた常居所地国における子の生活環境、例えば子の学校、福祉、家庭等に関する情報に関し、中央当局間で情報交換を行うことが定められている。また、中央当局としてではないが、ハーグ条約の実施に向けた外務省の取り組みの一環として、在外公館における家族問題に関する相談記録の相談者本人への提供を開始している。

ローエイシア主催シンポジウム 「ハーグ条約の円滑な実施に向けて」に参加して



東京家庭裁判所判事
松谷佳樹

第1セッション 私的調停の枠組構築と裁判所との 連携に関する諸問題

1 家裁における調停の活用のあり方

○ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）における和解と調停

ハーグ条約実施法が対象とする事件は、子の監護を巡る家庭内の紛争であって、子の利益の観点からもできるだけ合意で解決したほうが望ましい。ハーグ条約実施法では、合意による解決の枠組みとして、和解と調停の2つが規定されている。和解は、合意できる事項が限定されており（100条2項）、親権に関する合意などできないことになっている。また、調停は、裁判所が調停に付する場合、当事者の同意が要件となっている。これらの使い分けは現在検討中であるが、当事者双方が合意による解決を希望する場合には、当事者のニーズにできるだけ対応できる体制を整えていきたいと考えている。

さらに、返還命令手続の中で調停を行う場合、審理の迅速性が要求されることから、和解・調停の日程も、それに対応する必要もある。

2 ADRとの連携のあり方

○ 裁判所の和解・調停とADR双方の利点

次に、ADRとの関係であるが、それぞれの特性を活かし、連携を図っていく必要がある。裁判所の和解・調停は、従来の家事調停のノウハウを活用できること、調停・和解調書が債務名義となって強制執行に便宜であること、手数料等のコスト面で有利であることなどが利点となる。一方、ADRは、スカイプを利用するなど柔軟な手続を活用することが利点となる。

○ 裁判所とADRとの連携

現在、ADRで合意が成立したときに、裁判所の和解・調停を利用して、債務名義化する手順等について打合せ中である。今後もADRの関係者と情報交換をし、連携を図っていきたい。

第2セッション 返還拒否事由の審理判断に関する 諸問題

1 基本的な審理イメージ（6週間モデル）

諸外国の審理の状況や、ハーグ条約実施法の枠組みを踏まえて、同僚の裁判官らと議論した上、概ねこうではないかということで基本的な審理イメージを作ってみた。これはあくまでも基本的なイメージにすぎず、実際の事件の審理は、これと異なる可能性があり、最終的には個々の裁判官の訴訟指揮の判断によることになる。また、具体的な事件審理をした上で作ったものではないので、今後の具体的な事件審理の実情を踏まえて修正する可能性があることにも留意されたい。

○ 6週間モデルの概要

ハーグ条約実施法によると、子の返還の申立てから6週間経過したとき、申立人又は外務大臣は裁判所に対して審理の状況について説明を求めることができる（151条）とされていることから、6週間を一応の審理期間の目安とした。期日の在り方については、期日前に争点を確認し、1回で審理している国もあるが、我が国の審理モデルとしては、第1回期日を争点整理を中心とする期日とし、第2回期日を証拠調べを中心とする期日とする2回審理モデルが相当ではないかと考えた。

以上を踏まえて、次のような基本審理モデルを現在検討している。

- ・ 第1回期日（申立てから約2週間後）
争点整理を中心とした期日とする。

- ・ 第2回期日（申立てから約4、5週間後）
証拠調べを中心とする期日とする。
必要に応じて本人審問、場合によって和解・調停を接着して行う。
- ・ 上記の期日間に家裁調査官による調査を実施することがある。
- ・ 裁判（申立てから約6週間後）

2 返還拒否事由の審理について

上記の審理モデルは、あくまでも基本的なものにすぎず、実際には、具体的な争点に応じて進行が異なる可能性がある。

また、ハーグ条約実施法28条1項1号、4号、5号の返還拒否事由については家裁調査官の調査を活用することが検討されている。これについては、武田大助調査官の別稿を参照されたい。いずれにしても、調査項目を絞って短期間で実施することになると思われる。

ハーグ条約実施法による子の返還申立て事件は、細かな違いはあるものの、基本的には家事事件手続法別表第二審判事件とほぼ同様の審理手続で行われるものであり、従来の家事事件手続法別表第二審判事件の審理と同様に、当事者本人の審問のほかは、書証中心の審理となると思われる。

裁判所が適正・迅速な審理を行う上で、手続代理人となる弁護士、中央当局である外務省等のご協力とご理解が必要である。今後も関係機関のご意見や、諸外国の裁判例などの研究成果、ハーグ条約実施法施行後における事例の集積等を踏まえてよりよい審理を検討していきたい。

第Ⅱセッション「返還拒否事由の審理判断に関する諸問題」における発表要旨



東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官

武田 大助

子の返還申立事件における家裁調査官による事実の調査（以下「調査官調査」という。）について報告するが、実際の運用はまだ検討段階にあり、意見や考えにわたる部分は私見に留まることをあらかじめお断りしておきたい。

子の返還申立事件では、6週間で審理を終えるという一つのモデルを前提に、申立てから約2週間後に第1回手続期日、4、5週間後に第2回手続期日が開かれ、返還拒否事由の有無に関する書証による立証を中心とした審理を行うことが想定されている。調査官調査は、書証のみでは裁判官が判断するための十分な事実を把握できない場合に、両手続期日間の2、3週間の期間で補充的に行われることが期待されているものと考えている。具体的には、子に直接会って心身や生活の状況を把握したり、子の意思を把握したりすることが中心となり、調査の対象は、監護権が争われている事案で「子の監護状況調査」を行う際よりも限定的なものとなると考えている。子の状況や意向等をより正確に理解するためにはTPやLB Pからも情報を得ることが一般的に有用であるが、必ずしもTP、LB Pの面接をする必要はなく、書証（陳述書）で足りる場合も多いと思われる。

なお、子の調査において、子の使用言語によっては、当事者負担により通訳人を利用することが考えられる。また、調査報告書は当事者の閲覧謄写や検討の機会を確保するため第2回手続期日の1週間前

には作成することを想定しているところ、当事者が日本語を解さない場合は、手続代理人において調査報告書等の翻訳作業が必要になると思われる。

実施法28条1項1号（新たな環境に適應）の主張がされた場合は、通学、地域活動への参加といった外形的な要素だけでなく、子の感情的な要素も考慮すべき場合もあると思われ、家裁調査官に子の心情把握を中心とした調査が命じられることもあると考えている。

実施法28条1項4号（重大な危険）の主張がされた場合、虐待やDVの事実関係を明らかにすることは調査官調査になじまない。DV等の子への影響が主張され、書証として提出される診断書等だけでは、子が常居所地国に返還されることによって生ずるとされる危険の有無、程度の判断が困難である場合に、子の生活状況や心情を補充的に把握することを目的として、調査官調査が命じられることがあると考えている。

実施法28条1項5号（子の異議）の主張がされた場合、諸外国では様々な方法で子の意向が聴取されている。我が国の場合、実施法の立案及び立法時から、子の成熟度合いを把握し、子に応じた適切な方法で子の意向を聴取するとともに、子が言語的に表現した意向を異議として考慮することが適切かどうか評価するという作業に調査官調査を活用することが期待されており、「子の意向調査」が命じられることがあると考えている。

シンポジウム「ハーグ条約の円滑な実施に向けて」に参加して



東京大学大学院総合文化研究科教授
早川 眞一郎

2013年11月9日午後、東京・駿河台の明治大学において、日本ローエイシア友好協会主催（同協会家族法部会企画）のシンポジウム「ハーグ条約の円滑な実施に向けて」が開かれた。私はその第1セッション「私的調停の枠組構築と裁判所との連携に関する諸問題」にパネリストとして参加する機会を得た。報告および議論の内容は別途公表される予定であるので、ここでは、このシンポジウムの最後にパネリストの一人としての感想を求められたときに述べたことをかいつまんで記しておくことにしたい。

ハーグ条約（子奪取条約）の締結が国会で承認され、日本が来年（2014年）にもこの条約の加盟国となることが確実になったことに、私はいささかの感慨を禁じ得ない。この条約が日本の法律関係者の間でもあまり知られていなかった1990年代半ばころから、この条約についてほぼそと研究を続けてきた者としては、こんなに早く（！）、日本が加盟国になる日が来るとは考えていなかったからである。

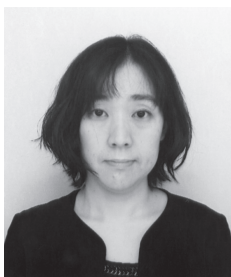
私がこの条約の研究を始めたきっかけは、恩師である池原季雄先生が、将来の加盟に向けて日本でも準備をしておくべきだというお考えのもと、(当時の)若手研究者何人かでこの条約の研究會を組織することを提案されたことにあった。先生が、いつものよ

うに中空に目をやりながらゆっくりと言葉を継ぎつづ、《この条約は、いろいろ難しい問題もあるけれど、国際的民事法制において子供を保護するための有力な仕組みを提供してくれるはずだ。日本も、今すぐというわけにはいかないがやがてはこの条約に入って世界の各国と協力する日が来るのではないかと期待している。》という趣旨のことを物静かにおっしゃったのが、つい昨日のここのように思い出される。

今回のシンポジウムでは、第1セッション「私的調停の枠組構築と裁判所との連携に関する諸問題」・第2セッション「返還拒否事由の審理判断に関する諸問題」のいずれにおいても、パネリストの報告およびフロアとの質疑応答から、加盟後の日本にとってまさに難問山積であることが示されたように思う。しかし同時に、この条約の運用に携わる予定の実務家の方々が、加盟を前に、この条約のよりよい運用を求めて、緊張感を持って多大の努力を傾けられている様子もひしひしと伝わってきた。

池原先生は、条約加盟への動きが始まる前に世界されたが、もし加盟のニュースをお聞きになり、また今回のシンポジウムにおける真摯な議論をご覧になったら、きっと静かに喜ばれたのではないかと思う。いささかの感慨を禁じ得ない所以である。

ハーグ条約の円滑な実施に向けて ～弁護士会ADRの取組み～



弁護士

第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会副委員長

蓑毛 誠子

ハーグ条約においては、「子の任意の返還を確保し」「問題の友好的解決をもたらすこと」が中央当局の義務とされており（条約7条2項c）、返還手続によるドラステックな解決よりも、話し合いによる解決がより子の利益に資するということが前提とされている。

ハーグ条約事案は、当事者である子の両親が異なる文化的背景を有し、異なる言語を母語としているケースが大半である上、子の連れ去りという事態がすでに発生している局面においては、異なる国に居住するという状況にある。こういった当事者間の紛争について、話し合いによる合意をはかるには、国内家事事件とは異なる特別な配慮が必要となる。そこで、私的調停が、手続きの柔軟性を活かすことにより、ハーグ条約事案のよりよい解決に貢献する場面がありうると思われる。

このような考えのもと、東京三弁護士会が運営するADR機関（仲裁センター、紛争解決センター）では、平成23年秋から「国際家事ADR」の設立準備に取り組んできた。「国際家事ADR」は、国境をまたいだ家事案件の取り扱いについて、三会がそれぞれに運営している既存の和解あっせん手続をベースとしつつ、三会共通のルールを定め、連携し、足並みをそろえて運用していこうというものである。

具体的な運用の内容としては、あっせん人名簿の整備、電話・テレビ電話・インターネット電話（スカイプなど）を利用した和解あっせん期日の開催、

メールでの書面の提出、和解あっせん期日における外国語の使用などがあげられる。また、和解あっせん期日の開催場所、開催時間についても、柔軟な対応が可能である。とりわけ、当事者が和解あっせんという手続について信頼感をもち、主体的に参加することが、合意への第一歩であり、そのためあっせん人が果たす役割は非常に重要であるため、当事者の文化的背景、使用言語にも配慮した対応ができるあっせん人を揃えるべく、準備を進めているところである。

また、家庭裁判所の手続きと並行してADR機関での和解あっせんが利用される場面、ADR機関で成立した合意について執行力の確保が必要になる場面、それぞれを想定して、家庭裁判所とも意見交換をしながら、連携のあり方について模索している。

本シンポジウムでは、ハーグ条約の円滑な実施のため私的調停の果たすべき役割をテーマとして取り上げていただいた。あらためて私的調停に寄せられている期待の大きさと同時に、いまだ検討が不十分な課題が多く、その可能性は未知数であることを痛感している。私的調停における合意は、裁判所の手続と比べると、費用の負担、また執行力が確保できないという面で当事者に大きなデメリットがあることが否めない。当事者にとって、実効的、魅力的な選択肢を提供できるよう、引き続き検討を続けていきたい。

「ローエイシア第6回 家族と子どもに関する国際会議」

本年7月3日(金)～5日(日)

札幌 (ロイトン札幌ホテル) (及び札幌弁護士会館) で開催

日本ローエイシア友好協会は、「ローエイシア第6回家族と子どもに関する国際会議」を、日本弁護士連合会、札幌弁護士会、日本法律家協会と共催します。アジア・太平洋地域各国からの法律家の参加も得て、風薫る初夏の札幌で開催されます。家族と子どもの問題の越境的展開を背景に法律家の越境的連携の必要も一層高まっています。協会会員の参加を募ります。

ローエイシアの家族法に関する会議は、これまで、オーストラリア・ブリスベン(2003年)、シンガポール(2005年、2009年)、カンボジア・シェムリアップ(2011年)、マレーシア・ペナン(2012年)において、開かれてきました。これらの会議では、アジア・太平洋地域だけでなく、アメリカ、イギリス、南アフリカ等の国々からも弁護士、裁判官、研究者、NGO関係者等が集まり、諸外国が抱える実務的な課題についての意見交換や、最先端の議論の紹介が活発に行われています。日本からも法律家が参加し、積極的にセッションのスピーカーを務め、日本の家族法実務に関する報告を行うとともに、会議で得られた最新の情報を日常的な事件処理やそれぞれの所属団体での活動に活かしてきました。そうしたなか、①日本における子の奪取に関するハーグ条約の実施に伴い、家族法実務が急激に国際化することが予想されること、②ローエイシア家族法会議で議論される内容は、調停や訴訟等での日常的な事件処理に直結するものが多く、海外の実践例を知ることによって、日本の家族法実務の発展が期待できること、③アジアでも、日本、韓国、中国、台湾など、コモンロー法体系に属さない国における家族法実務を積極的に紹介する場となり得ること等から、今般、日本での開催となりました。札幌となったのは、国際的な認知度が高いこと、国内外からの交通の便が比較的良いことに加えて、この間、ローエイシアの年次大会ないしテーマ別会議に札幌弁護士会が複数の弁護士を送り出していることによるものです。

- | | | |
|------|----|-------------------|
| 7月3日 | 午前 | ハーグ条約シンポジウム |
| | 午後 | 裁判所訪問、ウェルカムレセプション |
| 7月4日 | 午前 | 基調講演+セッション |
| | 午後 | セッション、ディナー |
| 7月5日 | 午前 | セッション |
| | 午後 | セッション+模擬調停 |

となっており、セッションのテーマは、ハーグ条約の実務、裁判によらない解決方法(調停・ADRの活用)、養育費・婚姻費用・夫婦財産契約等の国境を越える執行方法、財産の調査・開示、人身取引・子どもの性的虐待、体罰、監護権・面会交流・別居時の子の移動及び模擬調停を中心に取りまとめ中です。

理事会

日本ローエイシア友好協会（会長・原田明夫）の理事会が、去る10月16日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において開催された。（出席理事18名）

同理事会では、下記第1号議案から第3号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第4号議案以下の議案については、各担当役員より報告ならびに説明がなされた。

- 1 上期事業実施状況及び収支について
- 2 下期事業計画について
- 3 役員補充について
赤根智子氏（国連アジア極東犯罪防止研修所長）
- 4 ローエイシア執行委員会報告について
- 5 ローエイシア第26回シンガポール大会（10月27日～30日）
他、本部活動への参加協力について
- 6 シンポジウム「ハーグ条約の円滑な実施に向けて」（11月9日）について
- 7 家族法部会の活動について
- 8 ニューズレターの発行について



（理事会の様様（10月16日、於 法曹会館））

次回のローエイシア大会、他

●第27回ローエイシア年次大会
2014年10月3日～6日、於 バンコック
lawasia@lawasia.asn.au

●第6回家族と子どもに関する国際会議（予定）
2014年7月3日～5日、於 札幌

会員の状況

（平成25年9月30日現在）

個人 A 会員	127	
個人 B 会員	71	
法人 A 会員	6	
法人 B 会員	16	（計 220）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）	年会費	15,000円
個人 B 会員（当協会会員資格）	年会費	5,000円
法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員）	年会費	45,000円
法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

（平成25年10月16日現在）

顧問	安倍嘉人	元東京高等裁判所長官 弁護士
	小野昌延	日本法律家協会会長
	千種秀夫	早稲田大学名誉教授
	土井輝生	弁護士
	長島安治	駿河台大学法科大学院講師
	中川英彦	元最高裁判所長官
	三好達	弁護士
	柳田幸男	九州大学名誉教授
	吉村徳重	元検事総長・弁護士
会長	原田明夫	弁護士
副会長	小杉丈夫	弁護士
	石川正	弁護士
	鈴木五十三	弁護士
常任理事	小原正敏	成蹊大学名誉教授
	谷川久	弁護士
	鈴木正貢	弁護士
	熊倉禎男	弁護士
	内田晴康	弁護士
	堀裕	事務局長
理事	姫野春一	最高裁判所事務総局秘書課長
	堀田眞哉	法務省大臣官房秘書課長
	名取俊也	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	赤根智子	弁護士
	相原佳子	弁護士
	市毛由美子	弁護士
	大谷美紀子	弁護士
	川村明	弁護士
	小泉淑子	前日本弁護士連合会副会長
	澤井英久	弁護士
	高知佐子	弁護士
	畑口紘	弁護士
	松崎隆	弁護士
	森伊津子	名古屋大学名誉教授
	森島昭夫	弁護士
	吉田和彦	弁護士
	若菜允子	前明治大学法科大学院教授
	若林昌子	明治大学法科大学院特任教授
監事	青山善充	

編集後記

本号は、前半、第26回シンガポール大会関係、後半、シンポジウム・ハーグ条約の円滑な実施に向けて関係の2部構成です。ご執筆いただいた25名の皆様は、原稿メ切りが、それぞれシンガポール大会帰国直後、シンポジウム開催直後のご多忙の折にもかかわらず、ご覧の臨場感溢れる示唆に富む原稿をお寄せ下さいました。

LAWASIA新会長の重責を担われる鈴木五十三先生を、会員の皆様で盛り上げ応援していくことが期待されます。（以下余談）以前、シンガポールから帰国の際、飛行機の機材到着遅れのため出発が翌日に変更となり、日本からの参加者にツイン部屋が用意された。

小生、なぜか故三ヶ月章先生（当時会長）と同室となり極度に緊張した。翌朝、先生の「お早う」のお声で目が覚めた。緊張の中でも眠ることができたことを実感した。

これもローエイシアの思い出の一コマ。

（事務局長・姫野春一）

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032

JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内

TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545

E-mail : lawasia@ibltokyo.jp